

◎国通知を踏まえた第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 年度から令和 8 年度まで）における介護保険料所得段階について

令和 5 年 12 月 21 日に行われました第 24 回社会福祉審議会高齢福祉専門分科会において、第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 年度から令和 8 年度まで）における介護保険料所得段階について、国の仮案を元にした公費投入前の内容でご審議をいただき、次の 3 点が決定しました。

- ① 第 3 段階までは国の案に合わせて料率引き下げを行う。
- ② 国の仮案で 410 万円となっている基準所得金額(段階の境目となる金額)は、料率引き下げとなる層を作らないために、現行と同様の 400 万円とする。
- ③ 国の仮案で 590 万円、680 万円となっている基準所得金額は、料率引き上げとなるのであれば、10 万円単位でもそちらを選択する方向性とする。

以上を踏まえ、作成した案が資料 2 - 2「C. 前回案」となります。（他の表も含め公費投入後で作成しています。）

緑の色付は上記①及び②で決定した段階、橙の色付は③の国通知を確認とした段階です。

なお、本市では従前より第 2 段階の料率を国より 0.05 ポイント引き下げとしています。

その後、資料 2 - 3 のとおり国通知が発出され、第 3 段階までの標準乗率（公費投入後の料率）及び国標準段階で新設される第 9 段階以上の基準所得金額が次のとおりとなりました。（全体は資料 2 - 2「B. 国標準」を参照。）

1. 第 3 段階までの標準乗率はそれぞれ 0.455、0.685、0.69 とする。

2. 基準所得金額

	区 分	国仮案	通知
1	第 9 段階と第 10 段階を区分	410 万円	420 万円
2	第 10 段階と第 11 段階を区分	500 万円	520 万円
3	第 11 段階と第 12 段階を区分	590 万円	620 万円
4	第 12 段階と第 13 段階を区分	680 万円	720 万円

標準乗率と基準所得金額の 1 は前回決定済みの項目ですが、基準所得金額の 2 から 4 は引き上げとなり、料率引き上げとされない層が出る内容となりました。

そのため、該当の基準所得金額は国通知にとらわれずに、決定済みの 400 万円と本市元来の金額である 600 万円に合わせて、国と同様に 100 万円刻みとした案を資料 2-2 「D. 今回案」として作成しました。

「C. 前回案」と同じく、緑の色付は決定済の段階、橙の色付は国通知を確認後変更した段階です。

なお、「E. 基準所得金額国標準」は基準所得金額を仮に国通知のとおりとした場合の参考として記載しました。（橙の色付は相違する段階です。）

資料 2-4 は、仮に基準額を 6,100 円として、「D. 今回案」の段階と料率で各段階の保険料を算出した表となります。

基準額の算定に用いた補正第 1 号被保険者数と 3 年間の保険料総額は記載のとおりです。

以上を事務局からの最終案として提出します。

添付資料

資料 2-2 国基準と所得段階案（公費あり）

資料 2-3 R5.12.22 付国通知（抜粋）

資料 2-4 段階別保険料案